

2018年度 第4回マージン検討会 議事録

日 時：2019年2月15日（金） 15:00 ～ 16:00

場 所：電力広域的運営推進機関(豊洲ビル)会議室B及び広域本番会議室A(TV会議)

出席者：

坂原 淳史（北海道電力(株)送配電カンパニー工務部広域システムグループグループリーダー）
矢口 智（東北電力(株)送配電カンパニー電力システム部給電グループ課長）
福元 直行（東京電力パワーグリッド(株)系統運用部系統運用計画グループマネージャー）
佐藤 幸生（中部電力(株)電力ネットワークカンパニー系統運用部給電計画グループ課長）
山下 益功（北陸電力(株)送配電事業本部電力流通部系統運用チーム統括課長）
清水 康広（北陸電力(株)電力流通部系統運用チーム課長代理）
高垣 恵孝（関西電力(株)送配電カンパニー系統運用部給電計画グループチーフマネージャー）
杉山 弘幸（中国電力(株)送配電カンパニー系統技術グループマネージャー）
正岡 寿夫（四国電力(株)送配電カンパニー系統運用部給電グループリーダー）
高崎 真司（九州電力(株)送配電カンパニー電力輸送本部電力品質グループ長）

事務局

竹内 浩（電力広域的運営推進機関 運用部長）
田中 孝明（電力広域的運営推進機関 運用部運用技術グループマネージャー）
大川 修司（電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループマネージャー）
奥山 孝幸（電力広域的運営推進機関 運用部運用技術グループ）
山内 賢一（電力広域的運営推進機関 運用部運用技術グループ）
岡部泰一郎（電力広域的運営推進機関 運用部広域調整グループ）
中嶋 駿介（電力広域的運営推進機関 運用部運用技術グループ）

配布資料

資料1：2019年度・2020年度 連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダー

資料2：北陸フェンス（順方向）及び中国四国間連系線（順方向）のマージン設定実績を踏まえた翌年度以降分マージン設定について

資料3-1：実需給断面におけるマージンの設定の考え方及び確保理由について

資料3-2：2019・2020年度の予備力・調整力及び潮流抑制のためのマージン（年間計画）

資料3-3：2021～2028年度の予備力・調整力及び潮流抑制のためのマージン（長期計画）

議題 1：連系線の運用にかかわる平日・休日カレンダー

事務局から資料 1 を説明の後、議論を行った。

〔主な議論〕 ○検討会 ●事務局

- ：資料 1 については系統情報サービスにも個別に公表する。

議題 2：北陸フェンス（順方向）及び中国四国間連系線（順方向）の-margin設定実績を踏まえた翌年度以降分-margin設定について

事務局から資料 2 を説明の後、議論を行った。

〔主な議論〕 ○検討会 ●事務局

- ：中国四国間連系線の-margin実績を調査いただいたが、需要を高め想定した場合や、発電機の計画外停止が発生した場合に設定実績が大きくなる。引き続き実績を確認し、必要により見直すという広域機関の方針に賛同したい。
- ：北陸フェンスと中国四国間連系線の-marginについて、間接オークション開始以降の設定範囲を、来年度も継続して設定することとする。

議題 3：実需給・年間・長期における-margin

事務局から資料 3-1、3-2、3-3 を説明の後、議論を行った。

〔主な議論〕 ○検討会 ●事務局

- ：年間計画第 1 年度目の「実需給断面においてエリアの予備力不足等により-marginが必要となった場合に設定する可能性のある最大値」（資料 3-2 スライド 17）において、作業時の値を参考に記載する考えもあるが、用途や予見性の観点からは最大値を公表すれば問題なく、最大とはならない作業時の値は記載が無くとも問題ないとする。
- ：作業時の値の記載について、各事業者のニーズ等は確認しているのか。
- ：連系線利用者すべてに確認をとることは実態として困難と考える。なお、一般送配電事業者各社には意見照会を実施し、不要であることを確認している。
- ：年間計画第 2 年度目の最大値（資料 3-2 スライド 21）の備考欄の記載は設定する各連系線それぞれに系統容量の 3%を確保するように見え、正確性に欠けないか。実際は、系統容量の 3%の半量を期待する各連系線に割り振る形にしている。
- ：各連系線の-margin設定の考え方は資料 3-1 にも記載しているため、該当のスライドを参照していただくことを注釈で示すこととする。
- ：資料 3-2 スライド 13 等に、平成 30 年北海道胆振東部地震に伴う大規模停電に関する検証委員会最終報告に関する記載を追記したが、北海道本州間連系設備の-margin再評価の結果、東北⇒北海道向きの-marginについては、北海道本州間連系設備増強後の考え方からの変更はなかったが、margin

ンを算出するうえで、この点も踏まえて算出していることを明示したものである。

- : 資料 3-2 スライド 26 の下方のコメントは、蓋然性のある値の範囲でマージンを設定することとした連系線の内、スポット市場分断が発生している東北東京間連系線についてコメントしたものであるが、連系線潮流抑制のためのマージンの設定によるスポット市場への影響は作業時を除き認められないことを確認したことを記載したものである。

以 上